

知財の広場

「知的財産関連の法改正について」

毎年、この時期になると知的財産関連の法改正があります。今年も、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」として、令和5年6月14日に公布されました。

この題名をみただけでは、「不正競争防止法」の改正なんだと思ってしまうのですが、中身を見ると**商標**、**意匠**の重要な改正もされているので、紹介します。

なお、今回紹介する改正の施行日に関しては、商標は2024年4月1日、意匠は2024年1月1日からとなる見込みで、現在、その手続きである審査基準等の改定の準備中です。

＜商標＞登録可能な商標の拡充

1. 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、**先行商標権者の同意があり、出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。**
2. 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標も**、一定の場合には、(同姓同名の) **他人の承諾なく登録可能にする。**

＜意匠＞意匠登録手続の要件緩和

- ・創作者等が**出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和**する。「＝新規性喪失の例外適用の証明書」の簡素化

その他、特許庁に書面でしか提出できなかった書面を、オンラインで提出できるような改正もしています。

詳細は、特許庁の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」のページ

(URL :

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaian/fuseikyousou_2306.html) をご参照ください。

I N P I T 滋賀県知財相談窓口 (TEL.077-558-3443) にご相談ください。

有元 幸郎 (知財ナビゲーター)